

アローチ事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会が開設するアローチ（以下「主たる事業所」という。）および福祉の店「アローチ」（以下「従たる事業所」という。）が行う指定就労継続支援（B型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労継続支援（B型）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 主たる事業所および従たる事業所（以下「事業所」という。）は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動、ミニスーパー物販活動、その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

第2条 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

2 主たる事業所

(1) 名称 アローチ

(2) 所在地 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿1074番地1

3 従たる事業所

(1) 名称 福祉の店「アローチ」

(2) 所在地 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿359番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

2 主たる事業所

(1) 管理者 1人(常勤・サービス管理責任者業務)

管理運営業務を行う。

(2) サービス管理責任者 1人(常勤・管理者業務)

個別支援計画の策定・評価を行う。

(3) 職業指導員 1人(常勤・専従1人)

就労指導を行う。

(4) 生活支援員 4人(非常勤・専従2人・非専従2人)

生活支援を行う。

(5) その他 2人(非常勤・専従1人、兼務1人)

① 工賃達成指導を行う。

② 送迎を行う。

3 従たる事業所

- (1) 管理者 1人(常勤・サービス管理責任者兼務) 管理運営業務を行う。
- (2) サービス管理責任者 1人(常勤・管理者兼務) 個別支援計画の策定・評価を行う。
- (3) 職業指導員 2人(常勤・専従2) 就労指導を行う。
- (4) 生活支援員 5人(常勤・専従1人 非常勤・専従4人) 生活支援を行う。
- (5) その他 2人(非常勤)(専従1人、兼務1人)
 - ① 工賃達成指導を行う。
 - ② 送迎を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

2 主たる事業所

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(毎年度定める年間事業計画において、休日とした日を除く。)
- (2) 営業時間 ① 月曜日から金曜日は、午前9時から午後4時までとする。 ② 土曜日は、午前9時から午前12時までとする。

3 従たる事業所

- (1) 非営業日 日曜日及び指定した日とする。(毎年度定める年間事業計画において、休日とした日を除く。)
- (2) 営業時間(※例時間) ① 日曜日及び指定した日を除く日は、午前9時から午後4時30分までとし、居住地が遠方およびその他の事情等がある場合は、別に定める時間とする。 ② 事業運営上休業日等に営業する場合は、午前9時から午前12時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

- 1 主たる事業所 10人とする。
- 2 従たる事業所 10人とする。

(内容)

第7条 指定就労継続支援(B型)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援(B型)計画の作成
- (2) 就労の機会や生産活動の機会の提供
- (3) 上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援
- (4) (2)～(3)を目的として、必要な指導等を実施するものとする。

(運営委員会の設置)
第8条 会長は、前条に規定の内容および運営全般に関する事項を検討するため、別に定める委員会の規程により委員を選任する。

(支給決定障害者から受領する費用の額)
第9条 指定就労継続支援（B型）を提供した際には、支給決定障害者から当該就労継続支援（B型）に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援（B型）を提供した際には、支給決定障害者から障害者自立支援法（以下「法」という。）第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特別訓練等給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適用される場合にあつては、100分の100を市町村特別割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。
(1) 食事の提供に要する費用 590円
(2) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。
5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)
第10条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。
この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)
第11条 利用者は、別に定める利用上の注意事項を守らなければならない。
2 病気や怪我により長期に休む場合は、事前に規程の届出書を提出しなければならない。
3 工賃等の配分については、別に定める工賃等に関する配分規程による。

(通常の事業の実施地域)
第12条 通常の事業の実施地域は、紀宝町全域及び周辺市町地域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第13条 事業の主たる対象者とする障害の種類

2 主たる事業所 身体(肢体)障害者・知的障害者

3 従たる事業所 特定しない

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立ておくとともに、非常災害に備えるため、

定期的避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第15条 指定就労継続支援(B型)の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第16条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行な

うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第17条 提供した指定就労継続支援(B型)に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適

切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとし、紀宝町社会福祉協議会苦

情解決に関する規程および苦情及び事故対応手順書を準用する。

提供した指定就労継続支援(B型)に関して、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若

しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継

続支援(B型)事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び、及び利用者又はその家

族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場

合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

提供した指定就労継続支援(B型)に関して、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告

若しくは指定就労継続支援(B型)の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命

令又は当該職員からの質問に及び、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調

査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必

要な改善を行うものとする。

提供した指定就労継続支援(B型)に関して、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市

町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの

質問若しくは指定就労継続支援(B型)事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び、

及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力すると

ともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って

必要な改善を行うものとする。

社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあ

つせんにできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

めの研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、

就労継続支援（B型）を提供できるよう、従業員の勤

家族の秘密を保持する。

者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でな
るべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

関する諸記録を整備する。

援（B型）の提供に関する諸記録を整備し、当該指定
間保存する。

ら重要事項は社会福祉法人紀室町社会福祉協議会と事
とする。

業所は、従業員の質的向上を図るた

18条 体制についても検証、整備する。

業務の 研修 採用後3か月以内

(1) 採 修 1年 10日

(2) 繼

についての重要事項)

業所は、利用者に対し適切な指定
1日から施行する。

19条 定めておくものとする。

務の体 、業務上知り得た利用者又はその

1日から施行する。

従業員 においてもこれらの秘密を保持す

なつ執行、従業員、設備、備品及び会計に

業所用時、利用者に対する指定就労継続支

業継続 援（B型）を提供した日より5年

就労継 に定める事項のほか、運営に関する

この運営 者との協議に基づいて定めるもの

業所の事

制を

者は

この規程は、平成23年 4月

2附

則考は

この規程は、平成23年11月

4附

則考は

この規程は、平成24年 4月

6附

則管理